

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（313）」
2. 日時：平成29年8月31日 13時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他5名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<45条>

- 常設高圧代替注水系ポンプの「冷却水を自己冷却とする」については、43条設備共通の考え方を踏まえて、整理して提示すること。
- 悪影響防止、試験・検査性等に関し、ほう酸水注入系に対する記載がないこと考え方を整理して提示すること。
- 環境条件等に関し、サプレッション・プールに対する記載がないこと考え方を整理して提示すること。
- 操作性の確保における現場での人力による弁の操作について、設置許可基準への適合性を踏まえ、確実に操作できることを整理して提示すること。
- 設備の主要仕様について、他条文へリンクしているものは、記載レベルを各条で整合させること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目 第45条】
- ・東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA45条）